

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の使途の状況

地方消費税交付金（社会保障財源化分）決算額 1,252,504千円

単位：千円

充当対象事業		事業費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	市債	その他	充当額	その他
社会福祉	障害者福祉事業	2,449,678	1,536,773	0	80,790	115,325	716,790
	高齢者福祉事業	202,655	1,425	0	8,847	26,663	165,720
	児童福祉事業	6,599,549	2,391,916	0	240,798	549,772	3,417,063
	母子福祉事業	49,354	23,178	0	2,633	3,263	20,280
	生活保護扶助事業	1,137,740	875,284	0	7,616	35,319	219,521
	その他	122,879	26,814	0	6,272	12,444	77,349
	小計	10,561,855	4,855,390	0	346,956	742,786	4,616,723
社会保険	国民健康保険事業	750,000	237,979	0	0	70,962	441,059
	介護保険事業	1,091,575	0	0	96	151,271	940,208
	後期高齢者医療事業	1,326,484	207,212	0	0	155,122	964,150
	小計	3,168,059	445,191	0	96	377,355	2,345,417
保健衛生	高齢者医療事業	208,586	79,801	0	34,090	13,124	81,571
	疾病予防事業	404,409	4,279	0	89,490	43,052	267,588
	健康増進事業	502,287	10,333	0	130,151	50,143	311,660
	母子保健事業	175,380	15,479	0	857	22,042	137,002
	診療所運営事業	68,889	0	0	40,014	4,002	24,873
	小計	1,359,551	109,892	0	294,602	132,363	822,694
合計		15,089,465	5,410,473	0	641,654	1,252,504	7,784,834

※ 消費税率が引き上げられたことによる増収分については、地方税法第72条の116により、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとする。」とされており、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分し、充当しています。

※ 介護保険事業については、平成30年4月より保険者を東三河広域連合に統合したため、東三河広域連合への負担金等に充当しています。